

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061 改 49(回 2)
提出年月日	令和2年6月11日

令和2年6月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成27年5月13日	交代要員の考え方を説明すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	初動後の要員の交替に関する考え方について記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.10 重大事故等時の体制について 507,508ページ参照）
2	平成27年5月13日	要員参集のトリガーが有効性評価での説明と整合していることを示すこと。	—	対象外 （有効性評価において参集要員に期待していないため）
3	平成27年5月13日	アクセスルート確保要員が協会社社員のみであることに関して、重機運転等の有資格者の確保や夜間対応などに対する考え方を説明すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	協会社社員の教育及び力量の維持等について、訓練計画に従い、教育を受け必要な力量の維持及び向上を図ることとしている旨を記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について 458ページ参照）
4	平成27年6月4日	切替容易性を考慮する対応手順の抽出プロセスを説明するとともに、多様性拡張設備を用いる手順についても整理すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	本来の用途に応じた使用目的かを整理し、本来の用途以外に使用する設備について、本来の用途及び本来の用途以外で使用する際の用途について記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.1 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するための設備に係る切り替えの容易性について 104～107ページ参照）

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
5	平成27年6月4日	予備品がどの重要安全施設に該当するものか明確にすること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	確保する予備品がどの安全機能に該当するか明確化した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について 144,145ページ参照）
6	平成27年6月4日	RHRの復旧に関する予備品の確保等の考え方について整理すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	残留熱除去系の復旧に関する予備品の確保について記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.3 予備品等の確保及び保管場所について 149～157ページ参照）
7	平成27年6月4日	従来の教育訓練からの変更及び今回追加した教育訓練の内容がわかるように説明すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	福島第一原子力発電所事故を踏まえ、新たに充実強化した教育及び訓練内容を明確化した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について 460～463ページ参照）
8	平成27年6月4日	教育訓練の有効性評価、力量確認の具体例を示すこと。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	要員の力量評価の例及び教育訓練の有効性評価の方法について記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.9 重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について 487,488ページ参照）
9	平成27年6月4日	福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた問題点について、最新の知見に基づき追加すべき項目を整理すること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	各種事故調査報告書等から、当社として対応すべき課題を抽出し、課題に対する対策について記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.12 東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について 573～578ページ参照）

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
10	平成27年6月4日	対外対応統括といった対外対応を行う者に対する情報提供手段を明確にすること。	ヒアリング（令和2年2月17日）にて説明済	社外対応を実施する者に対して、モバイルパソコン等のツールを活用した情報提供を行う旨を記載した。  （EP-061 改23「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.12 東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について 580ページ参照）
11	平成26年10月8日	同時発災を考慮しても、十分な人員であることの確認すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	6.必要な要員及び資源の評価 添付資料6.1.1 他号炉との同時被災時における必要な要員及び資源について参照
12	平成26年10月8日	炉心とSFP（他号機のSFPも含む）の同時発災について、説明すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	6.必要な要員及び資源の評価 添付資料6.1.1 他号炉との同時被災時における必要な要員及び資源について参照
13	平成26年10月15日	水源容量について、他号機と共用する水源は他号機での消費も考慮しているか説明すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	6.必要な要員及び資源の評価 添付資料6.1.1 他号炉との同時被災時における必要な要員及び資源について参照
14	平成26年11月14日	水源の評価について、1号機の同時発災を想定した評価結果を説明すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	6.必要な要員及び資源の評価 添付資料6.1.1 他号炉との同時被災時における必要な要員及び資源について参照

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
15	平成26年11月26日	他号機と設備や資源を共用している場合は同時発災を想定して評価すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	6.必要な要員及び資源の評価 添付資料6.1.1 他号炉との同時被災時における必要な要員及び資源について参照
16	令和2年2月17日	「近傍ではない」と「遠方」の使い分けについて説明すること。	ヒアリング（平成28年6月9日）にて説明済	文言について、記載の統一を図った。（遠方に統一）  （EP-061 改31(1)「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.8 自然災害等の影響によりプラントの原子炉安全に影響を及ぼす可能性がある事象の対応について 444ページ参照）
17	令和2年2月17日	約3割の分母等の考え方について説明すること。	ヒアリング（令和2年2月26日）にて説明済	全体体制の人数について、記載を追記した。  （EP-061 改31(1)「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.10 重大事故等対策の体制について 506ページ参照）
18	令和2年2月17日	当直長、副長、運転員について、1・2号の兼務について整理して説明すること。	ヒアリング（令和2年2月26日）にて説明済	1・2号炉運転員の指揮命令について明確化した。  （EP-061 改31(1)「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.10 重大事故等対策の体制について 517ページ参照）
19	令和2年2月17日	原子力防災体制における自衛消防隊の位置付けについて、整理して説明すること。	ヒアリング（令和2年2月26日）にて説明済	原子力防災組織の体制図において、自衛消防隊として活動する要員について明確化した。  （EP-061 改31(1)「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について」添付資料1.0.10 重大事故等対策の体制について 514,515ページ参照）
20	令和2年2月17日	緊対と休日・夜間の体制が合わせて議論できるよう、整理して説明すること。	ヒアリング（令和2年2月26日）にて説明済	体制に関するPPTを資料として追加した。  （EP-020 改03（説）「緊急時対策所について」9～11ページ参照）

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
21	令和2年2月26日	自衛消防隊の基本的な考え方について説明すること。	第843回審査会合 (令和2年3月5日)にて説明済	自衛消防隊の体制について、基本的な考え方を記載した。  第843回審査会合（令和2年3月5日） （資料1-1-7 島根原子力発電所 2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 1.0.10-4,9,39ページ参照）
22	令和2年2月26日	大津波警報発生時の対応について、5条との関連を踏まえ説明すること。	-	- (第5条, 第40条にて回答)
23	令和2年2月26日	防波扉の運用について説明すること。	-	- (第5条, 第40条にて回答)
24	令和2年2月26日	同時火災発生における初期消火体制について説明すること。	第843回審査会合 (令和2年3月5日)にて説明済	同時火災発生における初期消火体制について整理した。  第843回審査会合（令和2年3月5日） （資料1-1-7 島根原子力発電所 2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 1.0.10-39～45ページ参照）
25	令和2年2月26日	原子力防災組織の体制図の詳細について説明すること。また、要員参集後とブルーム通過時の体制の差異について説明すること。	第843回審査会合 (令和2年3月5日)にて説明済	原子力防災組織の体制について、火災発生時あるいは廃止措置号炉である1号炉への対応を行う要員を明記するとともに、ブルーム通過中の体制については、発電所にとどまる要員及び交替要員の有無について明記した。  第843回審査会合（令和2年3月5日） （資料1-1-7 島根原子力発電所 2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 1.0.10-18～20ページ参照）

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）

No.	日付	コメント内容	回答状況	回答内容
26	令和2年5月29日	統括管理は誰が実施するのか説明すること。	本日回答	当直長の役割として、運転操作業務の統括管理を明記した。  (EP-020改05(説1)「緊急時対策所について(コメント回答)」10～12ページ参照)
27	令和2年5月29日	当直長から当直副長への権限委譲に伴い、現行の運用から影響がないことを説明すること。	本日回答	社内規定における当直副長の役割と力量を踏まえて、現行の運用からの影響はない旨を明記した。  (EP-020改05(説1)「緊急時対策所について(コメント回答)」12ページ参照)
28	令和2年5月29日	ブルーム通過中の運転員の待機場所について、体制図を用いて説明すること。	本日回答	体制図中の1,2号運転員に対して、注記にてブルーム通過中の待機場所を明記した。  (EP-020改05(説1)「緊急時対策所について(コメント回答)」19ページ参照)  (EP-061改49 島根原子力発電所 2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 1.0.10-20r1ページ参照)